

()内は戸籍法施行規則別表第二の二〔許容字体〕(三〇九字)。

(注) 原則として音読みにより、音のないものは訓読みにより作表した。但し、人名用漢字については衆出性を考慮して一部音読みとともに訓読みも加えて作表した。

התאחדות הסטודנטים • המועצה הלאומית • המועצה הלאומית